

## 大阪大学産業科学研究所における特別研究学生の受託に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、大阪大学大学院学則（以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所（以下「本研究所」という。）において、他大学大学院に在籍している学生を、特別研究学生として受け入れるために必要な事項を定めることを目的とする。

### (申請)

第2条 他大学大学院に在籍している学生が、特別研究学生として本研究所において研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院研究科（以下「所属研究科」という。）の長を通じ、研究所長に関係書類を添えて申請するものとする。

### (許可)

第3条 研究所長は、前条の申請があったとき、役員会の議を経て、その受入れの可否を決定するものとする。

2 研究所長は、前項の受入れ可否についての結果を、所属研究科の長に通知するものとする。

### (協議)

第4条 研究所長は、受入れを決定した場合、所属研究科の長との間で受入れに必要な事項について協議を行うものとする。

### (受託期間)

第5条 特別研究学生の受託期間は、1年以内とする。ただし、当該学生の研究状況によっては、所属研究科の長からの申請に基づき、役員会の議を経て、延長を認めることができる。

### (研究指導の修了)

第6条 受託指導教官は、当該研究指導が修了したとき、その研究指導結果について、研究所長に報告書（書式任意）を提出するものとする。

2 研究所長は、研究指導が修了したとき、所属研究科の長に前項の報告書を添えて修了したことを通知するものとする。

### (受入れ許可の取消し)

第7条 特別研究学生が次の各号の一に該当する場合、研究所長は、役員会の議を経て、受入れ許可を取り消すとともに、所属研究科の長にその旨通知するものとする。

(1) 本学の規則その他遵守事項に違反したと認められるとき

(2) 本研究所で研究指導を受けることが適当でないと認められるとき

### (研究指導の辞退)

第8条 特別研究学生が、受託期間中に病気その他の理由により研究指導を辞退する場合には、予め所属研究科の長の了承を得たうえ、研究所長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 研究所長は、前項の研究指導の辞退を許可したときは、所属研究科の長にその旨通知するものとする。

### (授業料の額及びその納付)

第9条 特別研究学生の授業料の額及びその納付については、学則第41条第3項の定めるところによる。

### (災害保険等への加入)

第10条 特別研究学生は、所属研究科において学生教育研究災害傷害保険に必ず加入しておかななければならない。

### (損害賠償)

第11条 研究所長は、特別研究学生が故意又は重大な過失により、本研究所の施設・設備等に損害を及ぼしたとき、当該学生若しくは所属研究科の長又はその双方に対して、損害の全部又は一部について賠償を求めるものとする。

### 附 則

この内規は、昭和60年7月18日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成5年11月18日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成8年3月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月21日から施行する。